

# 暮らしの場における看取り支援事業 《概要》

在宅や施設等の住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、以下の事業を実施

⇒①本人や家族を含めた関係者の理解の促進、②専門知識の提供、③環境整備に対する支援

## ①本人や家族を含めた関係者の理解の促進

### 【都民への普及啓発】<医療政策部>

- ◆対応事例等を基に、看取りに関する理解を深めるためのリーフレットを作成

### 【地域における講演会等の開催】(年4回開催予定)

#### ○講演会<医療政策部>

- ◆地域ごとに、看取りを行った家族と関係した医療・看護・介護職が、講演を開催
- ◆対象者：都民（地域住民等）、医療・介護関係者等

#### ○相談会<高齢社会対策部>

- ◆地域における講演会に合わせて、医療・介護関係者への相談会を開催
- ◆地域の先駆的取組を行う事業者等によるアドバイスを実施

## ②専門知識の提供

### 【看取り研修の実施】

#### ○看取り研修(多職種向け)<高齢社会対策部>

- ◆在宅や施設での看取りを行う職員に対し、研修を実施
- ◆多職種連携の方法や職員の精神面のケア、家族との対応等に関する内容
- ◆上半期にカリキュラム検討、下半期に研修実施（1回）

#### ○看取り研修(医師向け)のカリキュラム検討<医療政策部>

- ◆医師が看取りを実践するために必要な知識等について、研修を実施
- ◆平成28年度にカリキュラム検討、平成29年度に研修実施

## ③環境整備に対する支援

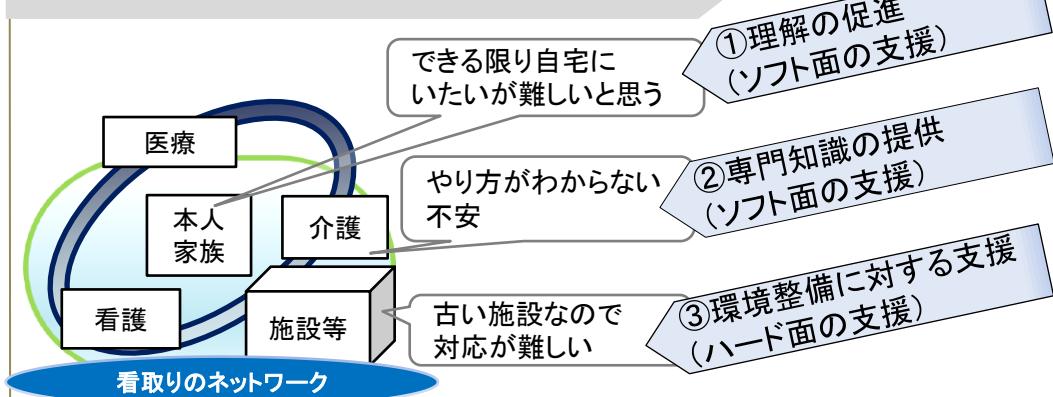
### 【看取り環境整備支援事業】<高齢社会対策部>

- ◆看取りを行う環境を整備する事業所等を支援する区市町村に対する補助
  - (1)既存施設において看取りを行うために実施する改修等
  - (2)「看取り対応ホーム」を整備・開設する事業
- ◆補助基準額：(1)6,000千円（補助率3/4）、(2)10,000千円（補助率10/10）
- ◆補助対象：区市町村
- ◆規模：4か所((1)2か所、(2)2か所)

### 【「看取り対応ホーム」運営費補助】<高齢社会対策部>

- ◆「看取り対応ホーム」に対し、運営に必要な経費を支援
- ◆「看取り対応ホーム」の定義については、平成28年度前半に検討
- ◆補助基準額：月額24千円/人（月額上限120千円/施設、補助率10/10）

## 実施イメージ



◆看取りを実施する事業所等を、ソフト・ハード両面から支援

## スケジュール

| H28          | H29           |
|--------------|---------------|
| 都民への普及啓発     |               |
| 地域での講演会開催    |               |
| 相談会          |               |
| カリキュラム検討     | 看取り研修(多職種)    |
| カリキュラム検討     | 看取り研修(医師)     |
| 課題等検討        | 看取り環境整備支援     |
| 看取り対応ホーム定義検討 | 看取り対応ホーム運営費補助 |

◆平成29年度までの2か年事業として実施